



2019. 1. 15



〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷 1-11-3 コービル2F  
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758  
E-mail : [soga@sogaoffice.jp](mailto:soga@sogaoffice.jp) (曾我宛)  
: [info@sogaoffice.jp](mailto:info@sogaoffice.jp) (事務所宛)  
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>  
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617

## 働き方改革に対応する就業規則・書式の作成と説明責任

働き方改革関連法が成立してから、「5日の有給休暇義務化など無理だ」という声をよく耳にします。これまでは年次有給休暇（以下、年休という）取得ゼロでも違法ではありませんでした。「労働者が申請しなかった」と言えばよかったです。しかし、今年4月からは中小企業も（パートも含めて）**年休が10日以上付与される労働者に年5日の年休を取得させることが義務付けられます**。これは、労働基準法改正に伴うもので**罰則付き**です。極端に言えば、労働者が「年休など取りたくない」といっても与えないと違法になるのです。**使用者は、労働者ごとに「年次有給休暇管理簿」を作成し3年間保存**しなければなりません。これまで労働基準監督官の臨検時に年休の取得状況をチェックされることがありましたが、通り一遍のことが多かったです。しかし、これからは重点的にチェックされます。5日の年休付与義務がないパートの女子高生から「年休いただけますか？」と聞かれドギマギしているコンビニの店長がいましたが、今後は非正規労働者からも当然の権利として年休取得要求が強まってくることでしょう。

## ますます増えている残業不払い請求。退職労働者からの請求急増

労働時間に関する関心が高まっていくと共に残業代不払いに関してトラブルが多発しています。たった一人で1500万円請求してくる事例もありました。賃金台帳を見ると賃金明細に時間外手当の欄がありませんでした。これでは、残業代未払と同じです。「残業代は基本給の中に含まれている」「コース手当は残業代のことだ」などといっても通りません。その旨を就業規則に記載していなければまったく意味がありません。トラブルが発生した事業所は、すべて「うちに限ってそういうトラブルは起きない」と言っていた事業所です。トラブルがまだ発生していない時こそ残業代トラブルに対応した就業規則の作成に本気で取り組むことをお勧めします。就業規則改定についてお早めにご相談ください。

## 2019年4月1日以降は、 (建設業) 一括有期事業を開始する際の事務の一部が不要に！

### 1. 一括有期事業開始届の廃止

**2019年4月1日以降に開始**する一括有期事業については、一括有期事業開始届の提出が不要になります。

### 2. 一括有期事業の地域要件の廃止

**2019年4月1日以降に開始**する一括有期事業については遠隔地で行われるものも含めて一括されます。

## 4月から施行となる働き方改革関連法のポイント

### 年5日の年次有給休暇の確実な取得について

2019年4月から全ての使用者に対して、「年休が10日以上付与される労働者に年5日の年休を取得させることが義務」となります。時季指定にあたって**半日単位の年休とすることは差し支えありません。**※時間単位年休及び特別休暇は、**2019年4月から義務づけられる「年5日の年次有給休暇の確実な取得」の対象とはなりません！！**

### 時間外労働の上限規制 大企業：2019年4月から。中小企業：2020年4月から

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が設けられます。

【中小企業や上限規制の適用猶予事業・業務へ労働者を派遣する場合は？】

- ・労働者派遣法の規定により、派遣労働者に関する36協定は派遣元企業が締結・届け出を行いますが、36協定で定めた上限を超えて労働させた場合には、派遣先企業が法違反となります。
- ・そのため、派遣先が大企業であれば2019年4月以降、派遣先が中小企業であれば2020年4月以降、派遣先の事業・業務が適用猶予事業・業務であれば2024年4月以降に上限規制が適用されます。**(派遣元が中小企業であっても、派遣先が大企業であれば、2019年4月以降に上限規制が適用されます！！)**

## 4月からの各種保険料等についての動向

### 雇用保険料率は、前年度と同率

2019年度の雇用保険料は据え置き、一般の事業は0.9%（事業主0.6%、労働者0.3%）、農林水産・清酒製造業は1.1%（事業主0.7%、労働者0.4%）、建設業は1.2%（事業主0.8%、労働者0.4%）の予定です。

### (協会けんぽ) 2019年度における任意継続被保険者の標準報酬月額の上限

2018年度：280,000円（標準報酬月額等級：21等級）  
⇒2019年度：300,000円（標準報酬月額等級：22等級）

### (協会けんぽ) 2019年度の介護保険料率

2018年度の介護保険料率 1.57% ⇒2019年度 **1.73% (+0.16%)**

(※3月分(4月納付分)から変更)

## 2019年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除に

【対象者】 **国民年金第1号被保険者で、出産日が2019年2月1日以降の方**

【免除期間】 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下産前産後期間という。）の国民年金保険料が免除。なお、多胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除。

【提出先】 お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

【施行日】 2019年4月1日